

議員発案第 2 号

私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成23年9月28日 提出

提出者 三条市議会議員 西川重則

賛成者 三条市議会議員 小林誠

同 三条市議会議員 野崎正志

同 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 杉井旬

## 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神に立脚し、地域の子供たちの教育に邁進しながら、独自の伝統と特色ある教育を展開し、公教育として重要な役割を担ってきた。

昨年4月から公立高校の授業料無償化が実現した。一方、私立高校では学費の一部を補う就学支援金が支給され、私学保護者の学費負担が軽減されることになった。また、本県においては、今年度県独自の学費軽減助成の予算が増額され、年収350万円未満世帯の学費負担軽減が図られた。しかし、依然として初年度納付金で平均約17万円～40万円の負担が残されたままとなっている。

また、教育条件においても私立高校は専任教員の数において公立高校の8割程度と少なく、公立高校との格差が生じている。

このように学費と教育条件において格差が生じているのは、私立高校への公費が公立高校の約4割にとどまっているからにほかならない。

以上により、新潟県におかれては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私間格差の解消を展望し、県独自の学費軽減助成制度の拡充とともに経常費助成の増額、拡充が図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

三条市議会議長 下村喜作

〔提出先〕

新潟県知事